

第二世紀将来構想実施計画 —第二世紀将来構想実施計画委員会答申—

1996年12月4日に提出された第二世紀将来構想委員会答申は日本機械学会誌1997年1月号に掲載し答申の基本理念および実施計画の基本方針を1997年4月1日第74期通常総会で会長が報告し、実施計画策定のための臨時委員会「第二世紀将来構想実施計画委員会」が設置されました。

同委員会より1997年10月には、評議員選挙の改善、会員制度の見直し、が提言され、1997年12月2日の評議員会に改革案が上程され承認されました（日本機械学会誌1998年6月号参照）。

その後、同委員会より「本部組織とその役割、部門、支部組織とその役割、事務局の在り方、財政など」についての改革実施計画を含めた答申が1998年12月理事会に提出されました。

第76期理事会（1998年度）では答申内容を尊重し、今期に定款、細則の改正作業に着手し逐次実施することにいたしました。更に答申細目の実施に当たっては、社会情勢を反映して、理事会の審議を経て決定することとし、現在、各項目の実施時期などを含めて審議中です。以下に答申の本文を全文掲載いたしますので、ご一読いただきご意見などございましたら理事会あて文書にてお知らせいただければ幸いに存じます。

第76期 理事会

第1章 本第二世紀将来構想実施 計画委員会の役割

第二世紀将来構想委員会答申書は、その答申の「あとがき」にもあるように、「第二世紀における学会の「将来のあるべき姿」を示すとともに、その実現に向けての「基本的な理念と方策」についてとりまとめられたもの”である。したがって、本委員会の答申である第二世紀将来構想実施計画案を作成するにあたっての基本的な観点は、第二世紀将来構想委員会答申書の内容を本学会の第二世紀において実現し、学会のいっそうの発展を図ることである。すなわち、第二世紀将来構想委員会の答申にある第二世紀における本会のあるべき姿、さらには第二世紀に向けての基本的理念の実現をめざす本学会の活動を可能とする方策を実施するという観点から、実施計画案を作成するということが本委員会に与えられた役割である。

もとより、学会の今後100年の将来展望を現時点でもつことは不可能に近いことである。しかし、学会創立100周年を機にまとめられた本学会の第二世紀の将来構想を実現し、さらなる学会の発展・充実を図るために、学会としての目標を定め、会員の自由な発想にもとづく活動を開拓するとともに、その点検・評価を行い、さらに新しい目標を設定するという努力を繰り返すことが求められる。そのためにはその機能を担うことができる体制の強化、答申にある新しい方策を実施するための新しい制度の制定等が期待される。そこで、本委員会としては、体制を強化するための本部組織の拡充、

支部・部門活動のいっそうの発展・充実のための方策、さらにはそれを可能とするための財政のあり方および新しい事務局体制に関する実施計画案とくにそのための組織・制度をまとめることとした。

なお、本学会の現在の活動状況あるいは現下の厳しい財政状況を考えるとき、本答申の内容すべてを即座に実施することは困難であることはいうまでもない。しかし、長期的な目標を明確にし、その目標に向かって不断の努力を払うことが、学会の新しい展開を可能とするものであることから、理事会をはじめとする関係者のいっそうの努力をここでは期待するものである。

第2章 基本理念

基本理念については、第二世紀将来構想委員会答申を基本とするが、第二世紀将来構想実施計画案の審議を進める過程において、次のような基本的な考え方も加えることが、実施計画案を策定する観点からとくに重要であるとの認識に到達した。

2・1 本学会の包含する分野

第二世紀将来構想委員会の答申にある基本理念にもとづき、会員資格の範囲を拡げて学会が包含する分野、階層の多様化をはかるために、本学会の包含する分野を拡大し、「機械および機械システムならびに関連する分野」とする。

2・2 本学会として担うべき機能

第二世紀将来構想委員会答申に述べられている「情報発信、交換機能の強化」をもとにして、これからは学術評価機関として、質の高い情報を選択的に発信すること、また社会的に重大な技術的発

明、ブレークスルー、事故、科学技術政策、法令制定などに対して、専門家集団としての見解をタイムリーに発信していくこと、さらには社会的な合意にもとづく科学技術の発展を図ること、規制緩和にともなう産業界から求められる新しい学会基準の作成等を、新しい学会として担うべき機能として、本学会のめざすべき活動に加える。

2・3 会員組織化の基本的な考え方

第二世紀将来構想委員会答申に構想される来世紀の機械学会を展望するとき、本学会が単なる同好の士のサロンに留まらず、社会の公器として重要な役割を果たすことが期待されていることを、全ての会員として総体としての学会が強く意識する必要があることは言うまでもない。そこで、本委員会では、そのような機械学会における会員組織化の意義を、会員および学会の双方の立場から改めて明確にし、その上で本学会のあり方さらには会員制度について審議を進めた。そこで基本的な考え方は次の通りである。

(1) 技術者の規範と倫理

技術者は、常に最先端の科学技術、専門学術に接し、それらを習熟すると共に、自らの“専門知（専門領域の中核となる知識と論理、それらの実践の体系）”を更新する努力を継続することが求められる。一方、それらを生かして、最善のサービスを社会に提供し、また社会に提供される技術に対して、社会の利益と福祉を守る立場から専門的かつ客観的な判断を示すことも期待されている。そのような規範を含めて技術者の倫理とすることは、新世紀を迎えるにあたって、技術

や技術者が社会に受容されるための必要条件であり、このことを技術者個々人、そしてそれらの集団である学会がいっそく強く意識せねばならない。

(2) 技術者と学会のアカウンタビリティ
機械および機械システムとその関連分野に関する学術・技芸を守備範囲とする機械学会に所属して活動することは、機械技術者が個々人として、あるいは職業集団として、社会に対するアカウンタビリティを確立するために極めて有効な手段である。即ち、さまざまな営利あるいは非営利組織、団体に所属する機械技術者にあっても、機械技術者個々人の中立的な集団である学会に所属して常に多様な人格や意見に触れ、技術者本来の倫理感、責任感、正義感、均衡の取れた時代感を涵養する努力を継続することが必要であり、これによって社会の容認を受けることが可能になる。

一方、機械工学を実践する技術者が機械学会に所属してその活動に積極的に参加することは、倫理規範を有する機械技術者の集団としての学会が存在することの意義を示し、さらに、学会が健全な倫理を機軸とする技術者集団を育成する方法であることを実証することになる。

従って、「技術者は、社会へ最善のサービスを提供し、また社会の利益と福祉を守る立場から専門的かつ客観的な判断を示すために、常に専門知を更新すると共に、職位、立場を越えて、多くの技術者との交流を通じて自らの内面的な向上を模索する努力を継続することが必要である。技術者としての倫理とは、そのような実践によって証明できる総合的觀念である」という基本的理念を機械学会会員の中に定着させ、技術者と学会のアカウンタビリティを確立することが必要である。

(3) 新世紀における公益活動の重要性
新世紀においては、個々人が多様な価値観を持ち、個性を生かし、活力を持って豊かな生活を続けることのできる個性化社会に向けて、さまざまな改革が構想されている。これらは統じて公的な規制を緩和して民間の活力を促進しようとするものであるが、同時に自由競争市場を健全に保つためには、それ自身の内包するさまざまな不完全さ、即ち競争市場の直接的な目標として時として置き去りにされがちな平和、福祉、倫理などの側面を補う特別な努力、即ち個人や集団の公益活動とボランタリズムによる貢献が必要であると言われている。

しかし、現代社会では、組織を離れた個々人の自由意志に基づく活動は、その

努力に比して効果が薄いことも事実である。幸いにも、本学会は特定公益増進法人としての努力をしており、学会の中でさまざまな公益活動を展開することが制度上可能である。したがって、機械技術者たる個人が公益活動やボランタリズムを意図すれば、学会において具体的な活動を行うことが効果的なオプションとして選択可能であり、一方会員個々人はこのような学会の活動が内包する意義に高い誇りを持つことが許されている。

第3章 活動と組織

答申の「学会活動を部会（Board）、地域（Region）、部門（Division）の三本柱とする」を基本的な考え方とする。会員制度、評議員選挙、President elect 制、評議員・理事の2年任期制、部会および地域に関する答申の実施計画案は、次のようなものである。

3・1 「会員制度の見直し」に関する実施計画（既答申）

3・1・1 会員制度の見直し

会員制度としてはその多様化という観点から新たに「会友」を設け、会員を正員、准員、学生員、会友および特別員とする。

第二世紀将来構想委員会の答申にある基本理念に基づき、会員資格の範囲を広げて本学会が包含する分野、階層の多様化をはかるために、学会の包含する分野を拡大し、「機械および機械システムならびに関連する分野」とする。そして、会員の中にあらたに会友を設ける。会友の本会における位置づけ、会友の資格、会友に対するサービス等については、今後、支部（後述するように、当面は第二世紀将来構想実施委員会答申にある「地域」の代わりに従来通り「支部」と呼ぶ）、部門および会員部会で検討することとする。

○正員の範囲を機械および機械システムならびに関連分野にかかる工学・技術の専門家とする。

なお、倫理綱領については、今後理事会で検討することとする。

[注]「会員制度の見直し」に関する実施計画については、1997年12月の評議員会で承認された。しかしながら、「会友制度の創設」に対するいろいろな危惧が理事会等で表明されていることから、学会の支部および部門活動を活性化するという本来の主旨から、本委員会は当面会友の入会に対しては部門長あるいは支部長の承認を入会の条件とすることが適当であるとの結論に到達した。

3・1・2 正員の資格条件

2・3節に述べたように、技術者個人として学会が、技術者の規範と倫理を意識し、社会に対するアカウンタビリティを確立することは、第二世紀において重要なこととなる。そこで、学会活動の中心である正員の技術者としての自覚の向上を図るために、正員の資格を次のように改める。

○正員の資格は、大学学部卒業後2年の実務経験を有する者、大学院修士課程修了者および以上と同等と認められる者で、かつ正員1名の推薦（従来は正員1名の紹介）があることを条件とする。あわせて入会時に、本学会の理念（倫理綱領を含む）に賛同することを条件とする。

3・1・3 学生員および准員

学生員については、機械および機械システムならびに関連分野を専門とする高校、高専、短大、大学、大学院（修士課程）等に在籍する者とする。准員は、高校、高専、短大および大学を卒業し、正員の資格条件に満たない者とする。

3・1・4 フェロー制度等について

現在理事会で検討が進められているフェロー制度については、会員制度と切り離して称号制度とする。また、名誉員および永年会員も称号とするが、後者については長寿社会という観点からの検討が求められる。

3・2 「評議員選挙の見直し（当面の見直し）およびPresident elect 制、評議員・理事の任期制」に関する実施計画

3・2・1 評議員選挙実施案

評議員の具体的な任務としては、現行の定款および評議員会運営規定に示されているように、本学会の運営上重要な意志決定に加わることである。また、定款改正後には総会において、社団法人の社員として議決権の行使を行うことになる。したがって、評議員は、支部選出、部門選出の如何を問わず、上記の任務を等しく受け持たなければならない。なお、評議員の属する支部・部門において評議員として果たすべき役割については、それぞれの組織で今後検討する。

（a）当面の評議員選挙実施案（既答申）

下記実施案のもとに、第77期（1999年度）評議員選挙から実施する。

（1）評議員の任期は1年とする。

理事の任期を2年とすること（後述）との整合性について、慎重に審議を行ったが、支部における現在の評議員の役割、選挙の円滑な実施等から、評議員の

任期は1年とし選挙は毎年行うこととした。すなわち、評議員の任期を答申と異なって1年として提案することについては、多くの会員に広く評議員として学会活動に参加する機会をつくる趣旨を重要と考え、これを理事会の継続性の確保とは独立させるべきと考えた。

また、従来通り現に2期継続就任した者を評議員に選挙することはできないこととする。

(2) 評議員を支部および部門より選出することとする。

(3) 当面は、現在の支部における評議員の活動を阻害する様ないように配慮しつつ、現行の支部選出の186名の評議員に54名の部門選出の評議員を加え、総数は現行定款の240名以内とする。

評議員の役割についての見直し、評議員の総数、選出母体別評議員数等については、地域、部門のあり方等とも関連づけつつ、次のステップの問題として継続的に審議を進める。

(4) 支部選出の評議員選挙方法は従来通りとする。

(5) 部門選出の評議員選挙は次の方針で進める。

○各部門より評議員候補者を推薦する(候補者は定員54名の約2倍とする)。部門間および部門一支部間で候補者の調整をすることが望ましいが、重複は認めるとする。

○全正員による選挙とする(部門に登録していない正員にも選挙権を認める)。

○正員は20名以内を投票する。

○部門登録者による比例配分による部門毎の定員を定め、得票数の多い方から当選者を決める(同数の場合年長者とする)。

○候補者が複数部門、または部門と支部両方で当選した場合は、調整をせずに両部門または当該部門と支部双方の当選者とする(その場合は評議員の総数が減少する)。

○評議員の次点者は設けない。

(b) 定款改正後の評議員選挙実施案

現在理事会において「評議員を民法上の社員とする」ことが審議され、定款改正の準備作業が進められている*。そしてそこでは評議員定数を300~400名に増員することが提案されている。これに対応して、支部および部門より選出する評議員定数を見直すことが必要になる。

1998年度(第77期評議員選挙)から実施される新しい選挙制度のもとでの実施状況、支部および部門における評議員の役割についての検討等を踏まえ、支部および部門選出の評議員定数を同数とし、

2001年度から実施することを目標に理事会において準備作業に着手することが求められる。

*文部省の公益法人の指導監督基準、同運用基準指針の総会成立条件の変更にもなる処置である。

3・2・2 President elect 制の実施案 (既答申)

President elect 制(会長事前選挙制度)については次の基本方針をもとに実施する。

(1) 次期会長候補者は副会長としての位置づけとし、呼称を「筆頭副会長」とする。

(2) 会長および筆頭副会長の任期は1年とする。

(3) 筆頭副会長は評議員の中から評議員会で選挙し決定する。

なお、実施初年度については会長および筆頭副会長を選挙することになるので、例外的な措置を講ずる。

(4) 企業のトップ等が次期会長候補者(筆頭副会長)に選出された場合には、筆頭副会長である年度については代理者がオブザーバーとして理事会に出席できることとして、継続性を確保する。

3・2・3 理事の2年任期制の実施案

(a) 理事の2年任期制の実施案(既答申)

理事の2年任期制については、定款改正までは次の方針のものと実施する。

(1) 理事の任期は2年とする(理事2年目に筆頭副会長に選出された場合には3年とする)。

(2) 毎年度理事は原則としてその半数が交代する。過渡的処置については別途検討する。

(3) 理事は評議員の中から選出する。なお、2年目の理事については評議員であることを要しない。

(4) 当面は理事の総数は変更しない。

(b) 理事の2年任期制の実施案(定款改正後)

文部省の指導により定款改正後については、理事は年度はじめに就任する条件が加わる。このため、理事の総数も定款上は柔軟に運営できるような範囲に定めることが必要となる。そこで、定款改正後は、

(1) 理事の総数は20~24名とする。
(2) 2年目の理事については、自動的に評議員とする。

こととした。

3・2・4 監事の任期について

監事の任期は「公益法人の設立許可および指導監督基準の運用指針」により2年とする。

第4章 新しい本部組織の構築

4・1 基本的考え方

第二世紀将来構想委員会答申書(1996年12月)に盛り込まれた内容の中で、理事会および部会などの本部組織に関する主たる事項は、以下のように要約される。

来世紀は、人類がさまざまな困難な問題を抱える一方、ボーダレス化した国際社会で価値観の多様化が進む中、科学技術がその影響力をいっそう強めると共に、社会に対する貢献と責任が問われることになる。このような変化が急速に進む中で、本学会は、機械工学・技術の中核を担う専門家集団として、会員中心の活動にとどまらず、社会の公器としての立場から、社会の進歩発展、福祉と安全の向上などに幅広い貢献が求められる。本学会の百年の歴史を振り返り、第二世紀の発展を可能とするには、新たな横断的総合技術としての機械工学像とその理念の提示と、それに向かう幅広い活動の支援を可能とする学会の組織運営の見直しが必要である。

本部組織とその役割を考えるとき、特に留意すべき事項として、学会としての意志決定の迅速化と執行能力の向上、支部や部門の活動の自主性の促進、財政基盤の強化がある。具体的には、評議員、役員の選挙制度の改革、担当業務の見直しが必要である。部会については、新規重点事業として、多様な会員に対するきめ細やかな対応、一般社会を対象とした教育文化事業、国際事業、技術者資格や教育履修の認定、オピニオンリーダーとしての情報発信、そして財政基盤強化を担う部会組織が必要である。理事会と部会との関係では、活動の推進と調整の役割の多くを部会に委譲し、特に、戦略、新規事業と広報活動を強化するよう部会を再組織すべきである。部会長は原則として、理事または評議員が担当するが、その目的に応じて柔軟な人材登用を図るべきである。

さらに、第二世紀将来構想実施計画WGによる基本方針(1997年3月)では、役員選挙制度に関するより具体的な構想が示されると共に、部会については理事会と密接に連動した本部機能の実施機関として位置づけ、支部あるいは部門ではカバーできない諸活動を戦略的に展開していく機能を担うことが指摘された。具体的な事項として、学術評議機関としての機能、専門家集団としての見解の発信、規制緩和の中での学会基準の作成、産官学連携推進などの重要性と、部

会の機能のうち支部、部門へ委譲できるものの抽出が必要であることが指摘された。

本委員会は、先に、本部組織を構成する評議員会、理事会、部会そして事務局のうち、評議員会については評議員任期を1年とし、部門選出評議員を制度化することを、理事会については理事、監事の任期を2年とし、筆頭副会長（President Elect 制）を置くことを答申した。

本答申では、以上を踏まえて、以下の基本的考え方を重視しつつ、第二世紀に相応しい部会の再組織化とそれらに対する理事会の関わり方を提案する。

〈基本的考え方〉

(1) 多様な会員のニーズ、社会のニーズに応え、新しいニーズを創成できる組織と機能をめざす。サービスの供給側が大競争時代に入り、受給側が多くのオプションを持つてゐる時代になったという時代認識にたつ。

(2) 本部組織から支部、部門への権限委譲と規制緩和。支部、部門の自主努力と自己責任の重視。自律分散型、柔軟で、かつ調和と協調のあるホロニックな学会組織をめざす。

(3) 部会は、理事会と密接に連動した本部機能の実施機関

(4) 組織の簡素化(必要最小の部会数), 学会運営の効率化, スピードアップ化

4·2 本部組織

以下は、第二世紀将来構想委員会答申書に盛り込まれた本部機能を勘案し、ASME を始めとする国内外の学協会の組織運営を参考にし、いっそう本学会に相応しい組織として検討されたものである。

本部組織は、理事会、9つの部会（内2は、将来センター化）から成る。答申書にあるように、本部機能のうち、理事会は重要事項のみの審議に専念し、活動の推進と調整の役割の多くを部会に委譲し、機能強化された部会の部会長は原則として副会長、あるいは理事が担当する。これによって、部会は理事会と密接に連動した本部機能実施機関として位置づけられ、本部組織が担うべき諸活動を戦略的に展開していく

新たに構想される2つのセンターは、当面部会組織とし、設立準備会を設置してそれらの具体的役割を定義し、また運用規則を整備した後に、財政基盤を準備し、早期にセンター組織に移行することが望まれる。なお、本部組織の改編は、支部、部門の改編、事務局の再組織と連動して実施されることが不可欠である。

4・2・3項に挙げた9つの部会に加えて、現在の標準化部会を発展させた標準・法規部会（国内外規格制定・改廃への積極的対応、学会基準の制定・見直し、国内外規格、標準の研究調査やデータベース化などを担う）、および国際事業部会（現国際交流部会）を設置することも検討された。しかし、総じて組織の簡素化の狙いもあり、また、これらの活動については事業化して事業収入を主体として活動を展開することが望ましいとの観点から、2つの部会に吸収することとした。すなわち、標準・法規部会の機能については後述の研究協力部会に吸収することとし、国際事業部会については、国際事業の内容は多岐に渡ること、各支部、部門、部会の各々の活動が今後国際化される時にこれを集約的に扱う独立組織を設置することは、支部、部門、部会の各活動の自主性を阻害する可能性のあること、そして学会全体として対処すべきことについては後述する政策・財務部会傘下の国際交流委員会で処理することとし、不要との判断に至った。

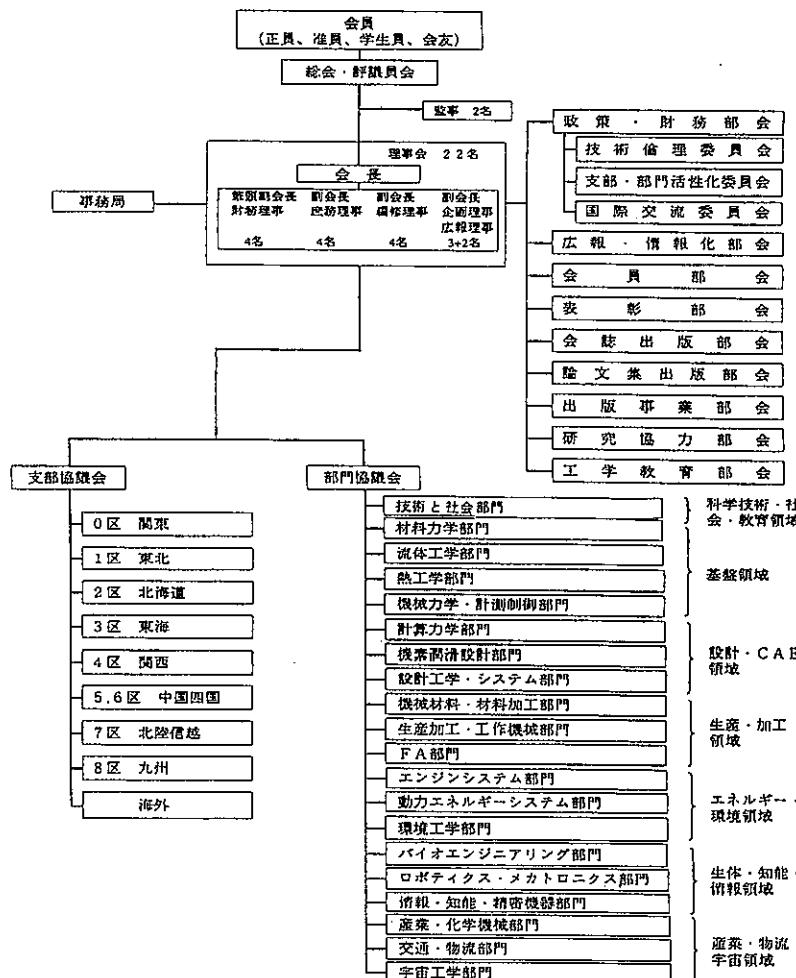
以上の学会新組織を、図 4・1 に示す。

4 · 2 · 1 理事会

新理事会は、会長、筆頭副会長、副会長（3名）、財務理事（4名）、庶務理事（4名）、編修理事（4名）、企画理事（3名）、広報理事（2名）から成る。従来と異なる点は、会計理事から財務理事への名称変更、編修理事、企画理事を各々1名減らし、新たに2名の広報理事をおいたことである。これらは、今後新体制で必要となる理事会機能、部会機能との関連から必要と考えられた変更である。従来とほぼ同様に、各1名の副会長と、財務理事会、庶務理事会、編修理事会、企画・広報理事会各々によって、4つの所轄理事会をおく。

以上の体制で、理事会機能を果たすことになるが、従来規程によって定められている会長、副会長、理事の職務、主管事項について、見直し、整理を行う必要がある。理事会は、重要事業/行事の企画・実施方法の審議、予算などの財政審議、会員動向、部会・支部・部門活動間の調整、種々の報告・連絡などの大局的

図4・1 日本機械学会組織図



なお、研究協力部会および工学教育部会は、将来それぞれ研究開発推進センター、工学教育センターの執行することをめざす。

審議の場とし、その他多くの経常的な業務は所轄理事会に委譲し、迅速かつ機動的な学会運営、問題対応を可能にする。さらに、中・長期的視点から検討を要する事項、一定規模の実行組織が必要なもの、格別のミッション遂行を必要とするものは部会にその機能を委譲する。

理事会の意見発信は今後重要である。次項の政策・財務部会と連携して、時代に相応しい学会のキャッチフレーズ/規範の設定を設定し、これを発信する。理事会としての発信に加えて、各理事が個人としての意見発信を積極的に行うことも望まれる。これらによって、会員から、あるいは社会から顔の見える執行部をめざすべきである。以上の意見発信は、学会誌の巻頭言などを利用すると共に、次項の広報・情報化部会との連携を通じて、さまざまなメディアの利用の可能性について検討が必要である。

理事会と部会との密接な連動を可能にするため、後述のように、次項述べる部会の運営に、理事会メンバーが部会長あるいはコアメンバーとして参画する。なお、ここでは理事の総数は現状のままになっているが、前述の定款の改正さらには理事の職務が従前に増して多岐に渡り、その量も増すことを考えると、今後の学会運営状況によっては担当職務の配分見直しも必要となることが考えられる。これらについては、次項の政策・財務部会において継続的に審議すべきである。

4・2・2 部会

第二世紀将来構想委員会答申の内容を具現化するために、学会の本部機能を強化することが不可欠である。そのため、本部組織を改革し、次の部会を設置する。

(1) 政策・財務部会

新体制の下で、基幹的な役割を果たすべき部会である。第二世紀将来構想委員会答申書に指摘されたように、学会の運営とその財政基盤強化を、中・長期的な視点から総務する役割を持つ部会として新たに設置する。具体的な役割としては、

○学会理念、社会と技術、機械工学像などの吟味と提示：

研究協力部会（将来的には研究開発推進センター）、工学教育部会（将来的には工学教育センター）との連携が望まれる。

○学会経営、財政の見直し

○学会組織、事務局組織の継続的見直し

が挙げられる。また、戦略、新規事業を

強化することも含めて、

○行政機関（文部省、科学技術庁、通商産業省など）との対話促進を含めた涉外

○他学協会との連携、協力

○特別事業、アニバーサリー事業、戦略的事業の企画

○記念日制定の検討

などを担当する。本部会は、必要に応じてオブザーバーの出席を求めるが、会長以下、理事会メンバーによって組織されることを原則とする。

以上に加えて、本部会が担当すべき事項の中で、関連経験、知識の面から特に望まれる人材によって、複数年度に亘って継続的に検討審議されるべきものについて、以下の常置委員会を設置する。委員長、委員は理事会が指名、委嘱する。

○技術倫理委員会（JSME倫理規約の制定、改定）

○支部・部門活性化委員会（1999年4月に支部活性化委員会および部門活性化委員会が先行設置される予定であるが、本部組織発足時に合同組織とする）

○国際交流委員会（海外諸国の機械学会、国際教育機関などとの連携）

なお、これらに加えて、財務委員会の設置も検討されたが、政策・財務部会の中的なミッションの下部委員会への委任や本部組織の階層化は望ましくないことから、常置委員会とはしない。

(2) 広報・情報化部会

第二世紀将来構想委員会答申書に指摘されるように、新たに広報活動の強化をねらう部会をおく。支部、部門、すべての部会・センター、事務局と連携しつつ、学会活動の広報、社会に対する情報発信、啓蒙活動、ネットワークの積極的な利用展開、事務の情報化など、今後極めて重要なミッションを有する。具体的な所管事項は、例えば以下のようである。

○活動の情報化推進による学会のアクションタビリティの強化

○技術動向調査（部門への研究依頼）、メディア調査研究、社会へのステートメント発信

○ネットワーク利用（新しい会員サービス、広報、販売、出版他）

○メディアとの連携（新聞、TV、科学技術誌など）

(3) 会員部会

多様な会員に対するきめ細やかな対応は、今後益々重視される学会の機能のひとつである。現存の部会を強化し、支部、部門との連携をとりつつ、下記の事項を担当する。

○会員種別、年齢層を考慮したきめ細

やかな会員サービスの達成の施策；ネットワーク・マルチメディア利用の双方向サービス検討

○技術者の社会的地位向上のための施策：政策・財務部会との連携

○技術者資格獲得の支援、教育プログラム履修認定：工学教育部会との連携

○特に支部との連携が重要：国際化対策、海外支部の設置の検討

○会員ボランティア活動の支援、認定

○女性、外国人、高齢者などへの支援

○生涯教育プログラムの立案：工学教育部会との連携

○フェロー、名誉員を表彰部会へ推薦

○新しい会員サービスの検討

例：職業情報（SOHOなども含めて）、就職斡旋

例：クレジットカード、旅行、保険会社との連携などの可能性（マイレージサービス：学会活動に参加するほど有利になるシステム）

例：一流デザイナーによるJSMEグッズの販売

(4) 表彰部会

会員の業績を顕彰することは、学会の重要な機能のひとつであり、現存の部会を存続させる。論文集出版部会、会員部会、支部協議会、部門協議会と連携する必要がある。以下の顕彰に関わる。

○学会賞選考

○フェロー、名誉員候補を評議員会へ上申：会員部会の推薦にもとづく。

○その他 本学会の関係する各賞（内外）

(5) 会誌出版部会

現在の第一出版部会を名称を変えて存続させ、若干の任務を追加する。広報・情報化部会との連携が必要である。

○会誌

○ニュースレター（学会のステートメント掲載）

○英文発行物の検討

○ネットワーク利用の検討

(6) 論文集出版部会

現在の第二出版部会を名称を変えて存続させ、若干の任務を追加する。広報・情報化部会、部門協議会、各部門との連携を要する。主として下記の学会論文集の編集、出版、販売に関わる事項を所管する。なお、今後、部門への校閲権の委譲、さらには編集権、出版権の委譲などの可能性について検討する必要がある。

○論文集

○JSME Int. J. の見直し、部門との連携

○ネットワーク利用の検討

(7) 出版事業部会

現存の部会を存続させる。便覧をはじめとする書籍は、本学会の有する専門知識、研究活動成果の発信であり、高い意義が認められている。また、結果的に学会の財政基盤の強化にもつながることが望ましい。以下を企画、出版する。

- 会員に役立つ書籍
- 社会に役立つ書籍
- 若年層への啓蒙書
- 海外向け書籍
- ニューメディア、映像、ネットワークによる出版

なお、研究協力部会との連携による規格、標準関連書の出版、工学教育部会との連携による初等・中等・高等教育プログラム、そして生涯教育に役立つ出版を企画することが望まれる。また、各支部・各部門の自主的な出版企画を支援する。

(8) 研究協力部会

主として、従来の研究協力部会、標準化部会の機能を発展的に引き継ぐ。さらに次節に提案される研究開発推進センターへの移行組織として、本部会を設置する。同センターの運用規則等を整備し、適切な時期にセンター化することが重要なミッションのひとつとなる。

(9) 工学教育部会

主として、従来の工業教育委員会の機能を発展的に引き継ぎ、さらに次節に提案される工学教育センターへの移行組織として、本部会を設置する。同センターの運用規則等を整備し、適切な時期にセンター化することが重要なミッションのひとつとなる。

4・2・3 センターの設置

部会に加えて、以下の2つのセンターを構想する。その理由は、

○下記のセンターの活動の多くは、本学会が公益法人として、その会員のみならず、社会一般に対して行うべき公益活動としての色彩が強く、これを一般会費でまかなうよりは事業化して、その事業収入を財政基盤として活動することがより適切である。

○そのような活動の形態を想定すると、通常2年を任期とする理事との直接の連動の下では、より長期にわたる継続的な運営が十分に達成しにくい場合があり得る。

○長期にわたる職務を担当するセンター役員に対して、部会委員以上の相応しい職位を与える必要がある。などである。

各センターの人材登用は今後十分に検討すべき重要事項である。上述のような

性格を有するセンターとしては、必ずしも会員に限ることなく、また、年齢別に拘わらず、適材適所をモットーに広く人材の登用を図るべきである。また、任期などについては、例えば以下のような方法が考えられる。理事会推薦に基づき、会長がセンター長（任期3~5年、あるいは任期を1年として重任を許すなどが考えられる）、副センター長を委嘱する。センター長、副センター長は、適切数のセンター理事、顧問らを；あるいは財政基盤の裏付けとともに専務理事を理事会へ推薦し、理事会の決定によって会長が役員を委嘱する。東京の他に支所をおく必要についても検討の必要がある。センター理事会は、必要に応じて傘下委員会を組織、また目的に応じて賛助メンバーを募ることができる。センターとしての基金（例えば、機械産業振興基金、機械工学教育振興基金など）を設置し、財政基盤の強化を独自に図る。会員には、会費納入依頼時に、2つのセンターへの募金を勧説する。各センターは、長期的な財政計画を自主的に確立し、部門と共に学会財政の中でポジティブな貢献ができることが望ましい。センターへの事務的サポートに対しては、基金から適切割合でオーバーヘッドを徴収する。なお、各センターは支部・部門との十分な連携、協力をはかる必要がある。

(1) 研究開発推進センター (JSME Center for Promotion of Research & Development, CPRD)

産官学の研究、開発の連携の促進を図る。国際的には、特にアジア地区の連携に重点を置く。

従来の研究協力部会の機能を引き継ぐ。

○規格、標準 (JIS, ISOなど) の調査研究、データベース化

○産官学連携による小規模、中規模、大規模（国家規模）プロジェクトを提案、実施、評価を行う（文部省以外の省庁との連携も強化する）。

○産業界からの研究受託、研究機関への研究委託、斡旋

○特許に関する調査研究、特許取得支援

○連携促進のための活動、企画行事：産官学懇談会、名刺交換会

○第三次産業も含む新しい産業領域、境界的産業領域、地場産業などの積極的な連携、協同事業の展開促進、支援

(2) 工学教育センター (JSME Center for Engineering Education, CEE)

従来の工業教育委員会を発展的に引き継ぐ。工学工業教育関係では、既存の組織として、日本工学会、日本工業教育協

会があり、本学会も協力して工学全体の横断的活動を行っている。しかし、個々の専門領域に根ざした、実務、サービス活動は学会として独自に行うべきであり、また工学の中の基幹学会の一つとして、先導役を果たす必要もある。

○初等、中等教育における理工系教育の改善（教育従事者も対象とする）

○高等工学教育の改善

○生涯教育の改善（プログラム立案、履修認定）

○人材活用雇用の情報提供、ジョブオポチュニティ

○各種教育プログラムの企画、実施

○カリキュラム認定、技術者資格認定

○高齢者、女性への教育プログラム

○在日外国人の教育プログラム

○在外邦人の教育プログラム

○インターナシップの支援

○国内外他学協会、教育機関の提供する教育プログラム情報の調査、提供

○日本学術会議第5部との連携

4・3 部会の運営

理事会は、大局的には学会運営を総務する立場にあり、前項までに述べた各部会、センターの活動を掌握し、十分かつタイムリーな指揮、指導を与える必要がある。これを可能とするには、会長・副会長も含め、理事会メンバーが積極的に各部会、センターの活動に関与し、関連の部会、センター、支部、部門との適切な連携を図るように最大限の努力をせねばならない。

部会の中には、学会誌や論文集の出版に関わるような、恒常的な実務を抱えるものと、そうでないものがある。前者についてでは長期的かつ本質的な問題抽出とそれへの適切な対応が欠落しがちであり、関連部会長および担当理事による適切な対応策の検討会を隨時積極的に持つ必要があろう。後者については、時にそれらの諸活動が停滞しがちであり、その原因は、部会長や部会委員が、担当業務の重要性、緊急性、発展性を十分理解せず、また強い行動動機を持ち得ないままに任期を費やしてしまうことがある。これについても、部会活動を主導すべき責任は理事会にある。

要は、本部組織を有機的に連携させ、支部、部門とも協調した本部活動を可能とするには、高い理念に基づいた理事会の強い指導力、迅速な執行力、組織統合力を含むリーダーシップが不可欠である。即ち、理事会は常にその時代に則した機械工学、本学会のあるべき姿、理念を模索し、これを会員や社会に明示し、その中で本部組織の各活動を具体的に位

置付け、また各部会、センターのプライオリティの高い作業目標を定義し、その進捗状況を把握することによって各本部組織の強い行動動機を涵養する必要がある。

以上の目標を達成するには、第二世紀将来構想委員会答申書に盛られたように、理事会メンバーが各部会、センターにそれらの主要な構成メンバーとして参画する必要がある。まず、政策・財務部会については、すでに述べたように、会長を中心として、理事会メンバーによって構成されることを原則とする。複数年度に涉って継続的に検討審議されるべき性質の課題について、3つの常置委員会を設置するが、各委員長は原則として理事あるいは理事経験者が担当する。委員は理事会が指名、委嘱する。その他の部会、即ち、広報・情報化部会、会員部会、表彰部会、会誌出版部会、論文集出版部会、出版事業部会については、理事会メンバーが部会長を努め、担当理事を含めて適切な人材を部会委員として選任する。表彰部会については、現行通り、会長経験者などが委員長を務めることが望ましい。なお、支部協議会、部門協議会を従前通り設置するが、これらは理事会と各支部、各部門との意志疎通を図る上で重要であり、両協議会議長は、理事が兼任すべきである。各センターの人材登用は、2・2項で述べたように今後担当部会で検討すべき課題であるが、適材適所をモットーに広く人材の登用を図るべきである。

4・4 事務局

前項までに述べられた本部組織の改編を実施し、4・1項に述べられた機能を發揮させるためには、対応した事務局組織の見直し、改編が必要である。これについては後述する。

4・5 今後のスケジュール

ここに示した本部組織の改革は、2000年4月（第78期）より実施することが望ましい。

[補] 図4・1の学会組織図では、部門をいくつかのグループに分類して説明している。学会組織図は、いわば学会の顔であり、学会の中に設置されている部門を、社会に対して理解し易い、整理された形で表示する必要がある。ここに挙げたグループ化は一例であるが、例えば学会ホームページ上での組織図などに採用することが推奨される。

第5章 支 部

5・1 はじめに

本委員会では、第二世紀将来構想委員

会答申書（1996年12月）における地域（支部）関連の答申事項の実施計画案策定のため、各支部の意見を徴しつつ、検討を重ねた。第二世紀の本学会における地域（支部）制度のあり方についての審議の結果は次のようにまとめられる。

5・2 支部の基本理念と具体的な方策

5・2・1 基本理念

地域活動組織（支部）は、各地域における学会の諸活動の推進母体であり、学術専門分野の諸活動の中核である部門とともに、会員の学会活動を実践する基本的組織である。すなわち、地域活動組織（支部）は、多様な会員層からなる地域会員への学会活動参加の機会の提供、学会運営への地域会員の総意の伝達とともに、学会と地域社会・地域企業との交流・連携・協力、さらには地域活動の国内・海外への展開の支援など、多様な役割を担っている。

地域活動の大きな特徴は、すべての会員にとって支部が学会との最も身近な接点であり、しかも多くの地域会員にとっては学会活動の中心として位置づけられていることである。このため地域活動組織（支部）は、部門ならびに学会内他組織と連携を保ちつつ、地域会員に会員であることの誇りと満足感を与えるよう、地域会員と地域社会・地域企業へのサービスに重点をおいた運営を行うことが特に求められる。

各地域活動組織（支部）の置かれている状況は極めて多様である。したがって各地域が活動のいっそうの充実を図り、その役割を十分發揮するためには、地域の特徴を活かした多様で積極的な運営が望まれる。このためには地域における自主性の拡大、地域への権限の委譲を進めるとともに、地域活動基盤の充実に努めなければならない。またこれと同時に、地域間の活動の調整、情報交換等を図り、各地域の活性化を促進するための連絡・調整機関を学会内に設けるとともに、各地域組織（支部）はその活動成果・活動方針等に対する不断の自己点検評価と定期的な外部評価を受ける必要がある。

5・2・2 支部活動

支部を、地域会員ならびに地域社会に対する学会活動実践の基本的組織として位置づけるとき、その活動対象は地域会員、学会内他組織、地域社会・地域企業、地域行政機関・他学会など多岐に亘る。各支部は、会員部会、他支部、部門等の学会内他組織と緊密な連携を保ちつつ、会員ならびに地域社会・地域企業への多様なサービスに努めなければならない。このとき主な地域活動としては、次の事

項をあげることができる。

- 1) 地域会員のための学術・啓蒙・交流事業の推進
- 2) 評議員の選出、各種委員会への委員の推薦等を通じての学会運営への参画

3) 地域と学会内他組織との交流・協力・情報交換

- 4) 会員の増強活動
- 5) 地域の社会人・若年層への学術・啓発活動

6) 地域企業・地域行政機関・他学会との交流・連携・協力

7) 地域と国内他地域・海外との交流

5・2・3 見直しの方策

地域の特徴を活かした多様で積極的な支部活動を期待するため、その自主性を尊重しつつ支部制度と支部政策を検討する必要がある。この目的のために、後述する「支部・部門活性化委員会」を設置し、支部の自主性拡大と支部への権限委譲について検討し、その結果を段階的に実施することが望ましい。

5・3 地域の編成と名称

第二世紀将来構想委員会答申書では、県などの行政単位を適当な規模にまとめたものを地域活動の母体とすることが提案されている。しかし、現行各支部の意見を徴しつつ、本委員会で慎重に審議した結果、本学会の地域活動組織としては、現在の支部体制に大きな変更を加える必要性は認められないとの結論を得た。このため地域の編成と名称は、次のとおりとする。

- 1) 現在の支部の活動を尊重し、現在の支部編成について原則として変更を加えない。

- 2) 地域組織の名称は従来通り、「支部」とする。将来、学会活動の拠点が海外に出来た場合には、「支部」の名称について再検討を加える。海外拠点の名称は、その規模・機能に応じて適宜決定する。

- 3) 地域活動の活性化のために必要がある場合には、支部の下部組織として「ブロック」あるいは「地区」を設置することができる。

5・4 地域活動の自主性拡大と権限の委譲

各支部がその地域の特徴を活かし、会員ならびに地域社会・地域企業にとって多様で魅力的な支部活動を展開するには、本部組織から支部への権限の委譲と支部運営における自主性の拡大が必要である。しかし地域へ委譲する具体的権限の特定とそれに伴う諸規則の整備については、今後本部、支部、部門の間での綿密な検討を必要とする。またこのような

権限の委譲を受けて支部活動の充実を図るために、支部執行能力、事務機構、財政基盤の強化が求められる。現在、その具体的な事項として

- 1) 講習会、講演会の企画・開催
- 2) 研究協力事業の企画・実施
- 3) 出版事業の企画

等があげられている。

5・5 支部協議会

各支部が大幅な自主性・独自性をもつて支部活動を展開する場合、支部と学会内他組織との活動の連絡・調整を図り、活動の円滑化・活性化を期さなければならない。この目的のためには、従来からの支部協議会が当たり、

- 1) 支部間ならびに支部と学会内他組織との活動の調整
- 2) 支部間の情報交換
- 3) 支部間の共通認識の確立

等の役割を果たし、これを各支部の切磋琢磨と活性化の場として位置づける。

5・6 支部活動の評価と支部・部門活性化委員会

各支部は、支部会員と地域社会・地域企業へのサービスを中心として、その活動成果、活動方針について不断の自己点検・評価に努める必要がある。またこれと同時に、学会全体の中における支部活動の位置づけとその基本的政策を検討し、これによって学会の活性化を図る目的から、各支部は定期的に自己点検・評価の結果を学会に報告し、学会内評価組織による外部評価も受け、これを支部の活動目標とその実施方法の策定に役立てなければならない。このとき外部評価の点検事項としては

- 1) 支部活動成果と支部活性化方策
- 2) 自主性拡大と権限委譲の成果
- 3) 学会としての支部政策

等があげられる。なお、ここで言う評価の目的は支部活動の自主的活性化を助長するものでなければならない。また評価の実施に当っては、各支部の置かれている状況の多様性を十分考慮する必要のあることはいうまでもない。

この目的のために、政策・財務部会内の下に支部・部門活性化委員会を設置することとする。そこで具体的な評価組織と評価方法についても、その支部・部門活性化委員会で検討していくことが望ましい。

5・7 財務

支部は地域における学会活動の中心であり地域特有の問題を含め、多様な会員への柔軟な対応が期待されている。したがって、支部の特徴を活かした自主的運営を可能とする会計制度とする。

特に支部活動に求められるのが会員の増強と各種会員へのサービスにあることを考え、また学会全体の財政状況も勘案すると、支部の財務形態は現状から大きく変更することなく、概ね現状通りとする。

5・8 支部運営体制

支部の自主性拡大と、支部への権限委譲を進め、これによって多様で、積極的な支部運営を実施するためには、支部活動基盤と支部運営体制の強化が必要となり、各支部のいっそうの努力が期待される。支部の運営は、支部長、幹事、商議員からなる支部役員が当たる。このとき支部在住評議員は、支部選出であるか、部門選出であるかによらず、支部商議員として支部運営に参加し、これに積極的に協力しなければならない。

特に評議員は学会運営全体に関与する立場から、支部運営の指導的・中心的役割を果たすだけでなく、支部会員の総意を学会運営に伝達する役割も担う。

5・9 今後の検討課題

地域の特徴を活かした多様で積極的な地域（支部）活動をいっそう発展させるため、その自主性を尊重しつつ支部制度と支部政策を検討する必要がある。この目的のために「支部活性化委員会」を1999年4月に設置する。この「支部活性化委員会」において支部・部門活性化委員会の役割、構成、権限の検討を行う。

第6章 部門

6・1 基本理念

部門は学会における学術専門分野の諸活動の中核で、最も活動意欲を持つべき専門家集団であり、地域における諸活動の中核である支部とは縦糸と横糸の関係にあるものである。したがって、今後本学会のいっそうの発展を図るために、部門活動を一段と活性化・充実させることが必要不可欠である。また、会員の部門活動に対する関心ならびに登録メリットの認識をいっそう高めて、登録者数の増加、部門活動への積極的な参加を図ることも学会の今後の重要な課題である。

各部門は今後従来以上の自主性と権限を得て、必要に応じて他の部門や開催地支部、さらには他学会等の協力を得つつ、従来から行ってきた部門の諸活動をいっそう活性化、充実することによって、会員へのサービスを向上させるとともに、社会に対して積極的に発信してその発展に貢献し、また会員の増加、学会収益の増大にも寄与するよう図るべきである。

一方、登録者数增加と部門活動への積極的参加を促すために、また会員への説明責任（アカウンタビリティ）の点からも、各部門はその活動方針、活動範囲、他部門との共通性・差違を明確にし、常に活動状況を広報するとともに、自己点検を行い、かつ定期的に外部評価（学会内に新設される支部・部門活性化委員会等による）を受けなければならない。

6・2 組織

現存する20部門に関しては、各部門の設立経緯、性格、活動範囲、登録者数、活動状況等が非常に多様であり、また直ちに統合あるいは改廃を行わねばならない状況であるとは考えられない。そこで、部門から統合あるいは改廃に関する要望が出てこない限りは統合あるいは改廃は当面見合わせ、各部門の活動状況を多面的に調査し、活性化または改革が必要と思われる場合にはそれを促すべきである。一方、新規に設立が必要な萌芽的分野での新しい部門候補については、提案を公募し、検討を開始すべきである。これらを第77期（1999年）から実施するために、部門の点検・評価方法、新設・統合・改廃等のための基準および規定等の検討を直ちに開始する必要がある。

以上の作業を行う組織として、部門協議会とは別組織として、部門活性化委員会を早急に設け、1999年4月に発足させる。

〔注〕部門数20は多すぎる、類似の部門があり統合が可能ではないか、活動状況にかなり差があり改廃すべき部門がある等々の声がある。しかし、各部門の設立経緯、性格、活動範囲、登録者数、活動状況等は大きくばらついており、全部門を一度に一律に扱って統合や改廃を検討することは不可能である。いくつかのグループに分類・位置付けをして検討することは可能かつ有効であると思われるが、すっきりした分類はかなり難しい。したがって、当面（1~2年）は各部門の活動状況調査と活性化・改善策の提言までに止める。一方、ここ数年間新しい部門の設立申請がないが、今後の発展のためには萌芽的分野における部門の新設・育成が必要である。

6・3 事業

(1) 集会事業：第77期（1999年）から総会と全国大会が変更されることもあり、各部門の集会事業は一段と活性化させる必要がある。したがって、当面は（必要に応じて他支部、部門等との調整、協力を経て）部門が集会事業を実施するにあたって、その自主性を尊重する体制

を確立すべきである（学会の収益増、会員増等につながることが望ましい）。

(2) 國際交流：各部門の國際交流も一段と活発化させる必要がある。したがって、当面は（必要に応じて他部会、支部、部門等との調整、協力を経て）部門が自主的に実施する方向をめざすことが必要である（学会の収益増、会員増等につながることが望ましい）。

(3) 出版：希望があり、実力がある部門、または部門間の合意を得た複数部門のグループには、論文集の校閲権を委譲する方向で、早急に支部・部門活性化委員会および関連部署で審議を開始することが必要である。また、編集権、出版権についても今後可及的速やかに検討する。

(4) 学会基準：基準原案作成等に関して、各部門のこれまで以上の積極的な協力を得る方向で、新しい研究協力部会との連携のもとに各部門が積極的に取り組むことが求められる。

6・4 財務

集会事業、出版事業等の部門活動は学会活動の主体をなすものであり、部門のインセンティブを損なわないよう十分に配慮した上で、活発かつ継続的に実施できるような会計制度にする必要がある。したがって、将来の財務については、部門交付金の算出基準、部門登録費のあり方、部門間の共催の場合の優遇策、部門登録者の参加費割引、事務局諸経費の適切な負担等を含め、関係部署で別途検討する。

6・5 活性化

(1) 方針：部門登録者の大多数は、学会誌のほかにニュースレターを年間2回程度受け取るだけのサービスを受けているにすぎないので、部門活動をさらに活性化・充実して登録会員へのサービスをきめ細かくするとともに、部門登録のメリットを会員にいっそう周知させ、既登録者には部門活動へのさらに活発な参加を、また未登録者には積極的な部門登録を促す。

同時に、部門活動の活性化に関する方策について、支部・部門活性化委員会、部門協議会、ほか関係部署で、財務との関係も考慮して検討を進める。

部門の中には非常に活発に活動している部門と必ずしもそうでない部門があるので、支部・部門活性化委員会の設立後直ちに実態を調査して、前者についてはその活動が維持されるよう配慮し、他方後者については活性化または改革を促す。また、新規設立が必要な萌芽的分野での部門候補についても、速やかに提案

を公募し、検討を行う。

(2) 基準：全部門に共通する一定の定量的な基準等を作成することが理想的であるが、極めて困難と思われる。しかし、できる限りそれに近い基準等は必要であり、部門活性化委員会さらには支部・部門活性化委員会において第二世紀将来構想実施計画委員会での検討を引き継ぎ、速やかに原案を作成し、理事会の決定を得ることが必要となる。

第7章 事務局

7・1 理念（将来の姿）

事務局職員は、学会の活動と発展の連續性を保持し活性化を誘導、促進する基幹スタッフであることを基本理念とする。その認識にたち事務運営のスペシャリストとして実力を充分發揮できるような体制の下に、後に続く職員の育成を図りつつ、旧習にとらわれない積極的な運営を実現する。

その体制は、基幹スタッフとしての発想にたち、社会変動に影響されない必要最低限の人員で運営する体制の確立を図る。今後、第二世紀における会員数の増加、学会活動の活性化に伴って予想される事務量の増加と質の変化に対応すべく、事務処理のいっそうの合理化、情報化を達成するとともに、外部委託、人材派遣等も積極的に導入し、迅速で効率の高い事務局体制を確立する。

7・2 基本的方策

(1) 理事会の執行能力の向上をサポートする迅速な対応が出来る体制にする。そのためには専務理事制などの導入の有効性等を検討する。

(2) 将来の会員数の変化・事務処理の増大に影響されない適切な人員計画と外部委託等の活用の制度を策定する。

(3) 会員との情報伝達システム（情報機器の高度化に沿った）の確立を始めとして、徹底したコンピュータ活用を図り、事務処理の合理化に努める。

(4) 情報化社会に充分に対応出来る事務局にするために、必要とする職能をもった事務職員育成に努める。特に、国際会議、電子出版、コンピュータ活用による事務、その他多様化した事務処理をする職員の育成を図る。

(5) 事務職員の勤務体制の見直し（フレックスタイム、一部裁量労働制等の採用も視野に入れた勤務体制の検討をする）。

(6) 以上をふまえ、事務局組織の再構築をする。

7・3 事務機構

(1) 事務局の役割

① 理事会の執行能力の向上をサポートする。

② 会員が自らのボランティア活動で、学会活動を円滑に運営出来るような支援システムの構築のもと、事務処理を円滑かつ効率化する。

③ 職員の守備範囲を明確化し、外部委託等の活用の制度を駆使して、責任を持って処理する。

④ 業務別仕事量の管理を明確にする。

(2) 事務局体制

① 事務局組織の再編を行ない、学会運営の基幹スタッフであるとの意識の確立を図る（職員同志の相互協力体制確立）

② 必要最低限の人員での運営体制を確立し、事業の拡大に対しては関係機関からの派遣社員、人材派遣等を有効に活用する体制にする。現在の職員数は、基本的に必要最低限の人員での運営体制の人数に近づける。

③ 学会事務は永続制を必要とするところから、後継者の育成を重視した採用とする。

④ 人事の固定化を避ける範囲で任期制の専務理事制度を設置出来るようにする。

第8章 財政

第二世紀将来構想委員会答申書（1996年12月）では、財政の項の冒頭に“第二世紀の社会および国際的に開かれた学会、そして特定公益増進法人としての学会として、健全財政を実現するために、長年懸案となっている問題を改善し、さらに第二世紀へ向けた諸方策を行う必要”を述べている。また財政の基本理念として“一般社会との交流や国際化など事業の拡大が行われる中で財政の健全化を進めることであり、諸事務等のいっそくの合理化を進めると共に、各事業の独立採算化の向上、機械工学振興基金の創設などを進めることである”と語っている。その線に沿っての基本的方策として、(1) 財政構造における懸案事項の見直し、(2) 財政の健全化、(3) 機械工学振興事業資金の設立、(4) 各事業の適切な採算性、の4項目を提言している。この中で、“懸案事項である基本金・積立金の見直し”および“機械工学振興事業資金の設立”はすでに施行されている。

一方、学会の運営は、ここ数年の経済状態低迷下における事業収入の減少、出版物売上減少、会員数減少、消費税率増

加、金利低下による運用財産収入の減少などにより収支バランスが悪化し、大幅な出版物製造原価低減や事務経費節減などの収支改善策にもかかわらず、繰越金(積立金)の取崩しで運用せざるを得なくなつた。しかし、それも底をつき始めて未曾有の緊縮財政を余儀なくされ、第76期(1998年度)理事会では即時に実施可能な施策について積極的に実施計画を立案し実行に移しつつある。

上記の観点から、緊急に取り組むべき施策と、財政建て直し後に行うべき学会活動を活性化する視点からの財政健全化施策に分けて、提言を行う。

8・1 緊急に取り組むべき施策

8・1・1 会費制度

本学会の会員の現状を見ると、会誌を受け取るだけの受動的会員から積極的に学会の諸事業に参加する能動的会員まで幅広くある。将来の会費制度としては、このような多様な会員に対するサービスの多様化に対応し、かつ受益者負担の原則に立って、下記のように会費の多様化をはかることとする。なお、特別員の会費については、従来のような反対給付の対価という観点ではなく、機械工学の振興のための協賛金との観点からそのあり方を見直すものとする。

(1) 新設の会友およびフェローの会費

新設の会友の会費は、下記程度とする。

部門会友および支部会友：一般会員の60%程度

ジュニア会友：一般会員の10%程度
フェローは会員のカテゴリーを示すものではなく称号として授与するものであるので、フェローとしての特別の会費は設けない。ただし、フェローには学会の基盤強化に協力願う意味から、後述の(3)項記載の学会活動支援寄付金を拠出して頂くこととする。

(2) 部門登録費の新設

部門登録費を新設する。ただし、2部門までの登録は無料とする。

現行制度では登録部門に順位を付し、第一および第二登録者の人数によって各部門への交付金を算定しているが、今後はこの順位付けを廃止し、部門交付金の算定は部門登録者の延べ人数によることとする。

部門登録費は、本来部門登録者に対する該部門の行事への参加費の割引等の部門サービスとの関連において検討すべきである。しかし、各部門の部門サービスのレベルを揃えることは必ずしも容易ではない。ここでは平均的なサービスを念頭に置き、煩雑な事務処理を避けるた

め、部門登録費の金額および徴収方法は全部門一律とする。金額は今後の検討によるが、一部門1000円程度を目途とする。徴収した部門登録費は部門交付金の原資に充当し、これを直接部門に交付することはしない。

(3) 寄付制度の導入

会費納入時に寄付を募る制度を導入する。寄付は、学会活動に対する支援寄付金と機械工学振興事業資金寄付金の二種を設け、それぞれ積算額が一定額を超えるれば、機械学会支援功労者、機械工学振興功績者として表彰する制度も採り入れ、寄付の促進を図る。

なお、フェロー会員には一定額以上の学会活動支援寄付金の拠出を懇請する。

(4) 特別員の会費制度

現在、特別員については、会費と見合うサービス(反対給付)が受けられるとの観点から勧誘がなされており、高額会費の会員には多くの学会誌、論文集などが無料贈呈されている。しかし、多くの高額会費の特別員はこのようなサービスをほとんど期待していない。

そこで特別員会費、特に特級会員の会費は、機械工学振興のための協賛金であるとの観点に立ち、これらの特級会員に対しては、反対給付ではなく、会誌に社名を公表して機械工学振興への寄与に対し謝意を表することとする。

なお、これに伴い特別員の級を下記のように見直すとともに、会費も新しい趣旨に沿って見直すものとする。この際、特別員の会費の一部を特定公益増進法人への寄付金として受け入れることも検討する。

現在：特級A～D、1級～4級の8段階
改定案：特級A～E、1級～3級の8段階

(注) 旧1級を特E級とし、2～4級を順次1～3級に繰り上げる。現在、全特別員1,004社中新特級A～E級相当の企業は47社であり、これらの企業名を会誌に公表する。

8・1・2 支部会計

支部は地域における学会活動の中心であり、地域特有の問題を含め多様な会員への柔軟な対応が求められるので、自主的な運営が可能な独立した会計制度が望ましい。こういった観点からは、現状の支部会計のあり方を早急に変更する必要は認められないで、制度的には現状維持とする。

支部活動の主たる目的の一つは、会員サービス、地域サービスに加えて会員増強である。したがって、支部活動における

会員増強を促進するための方策として、第76期(1998年度)理事会において支部交付金に対する入会金の加算割合を10%から50%に増額することとした。これ以外には、支部関係の財政についての大きな政策的提案はない。

先の第二世紀将来構想委員会の答申書には、本部と併せて連結財務諸表の作成を容易にするために、各支部の会計様式を統一すべきことが要望されているが、これは既に実施に移されつつある。

8・1・3 部門会計

部門は学会活動の三本柱たる会員事業、集会事業、出版事業の内、集会事業のかなりの部分と出版事業の一部を担っており、学会活動の主体をなす。従って部門に関する会計制度は部門のインセンティブを損なわないよう十分配慮した上で、活発かつ継続的な事業の実施と学会基盤への財政的寄与が可能な会計制度でなければならない。そのためには、部門の独立性を高める(支部と近い運営形態にする)と同時に、現在問題になっている事務局経費の分担金のあり方を見直すことがある。

このような観点から、下記のような政策をとることが望ましい。

(1) 部門交付金

ニュースレターの発行(将来部門で論文集の編集、発行を行うようになった場合はその費用を含む)その他の基本的な部門活動に必要な経費は、本来会費で支弁すべきものであるので、部門交付金をこれらに充当する。そういう観点から、部門交付金を現在(2880万円)よりも増額し支部交付金と同程度の金額(6000万円)とするが、この交付金増額は後述の部門行事の事務経費負担の適正化(全額負担ならば7559万円)と同時に進行ものとする。

部門交付金は現在定額分と部門登録者数比例分よりなるが、活性化を奨励する意味において今後は登録者比例分のみとする。この算定方式の変更に伴い、発展性はあるが経済的に独立出来ない部門には、育成金を交付する制度を設ける。

(2) 集会事業の独立採算と事務局経費の賦課

部門の集会事業を完全に独立採算にした場合、本来は集会事業を要した事務局経費は全額をその事業費に賦課すべきである。

しかし、第76期の「事務分析に基づく経費配賦額(予算額)」で見た場合、部門の集会事業に関する事務局経費全額(7559万円)を賦課すると現行の部門の事務経費負担分(2654万円；7559万円

の35%に相当)に比べて部門の負担が著しく増加し、部門の事業に対するインセンティブを損なうことになり兼ねない。よって、事務の効率化による事務局経費の圧縮を図ることはもちろんあるが、当面は事務局経費の全面的な賦課を避け、現行の事務経費分担金算定方式の賦課率を段階的に改訂しつつ完全な独立採算への移行を図るものとする。

なおこの際、部門の事業拡大を図るとともに事務経費分担金増額の影響を緩和するため、事務経費分担金賦課率の段階的引上げに並行して部門交付金の段階的増額を図るものとする。事務局経費の全額直課が実現した段階では、部門交付金総額(現行2880万円)が支部交付金と同程度(6000万円)となることが望ましい。本件は政策・財務部会、部門協議会と支部・部門活性化委員会の合議により毎年の予算策定時に決定するものとする。

(注) 上記の(1)(2)の中で()内に示した金額は、第76期予算に基づく金額を参考までに例示したものである。

(3) 部門繰越金について

学会の事務局経費のジョブ別負担の試算によれば、前項で述べたように部門事業に関わる本部の事務局経費は、部門事業における事務経費分担金として本部に支払われる費用を大幅に上回っている。このために、本部側の財政が圧迫され、他の要因とあいまって本部の繰越金の減少を招いている。一方、部門の方では利益が出て、これが繰越金として積み立てられ、繰越金の過剰な増大を来している。この傾向はここ数期の決算で顕在化してきた。繰越金の推移を示すと概略下記のようになっている。

	学会全体の繰越金	内訳	
		本部の繰越金	部門の繰越金
第75期から第76期 (1998)	3億6697万	2億4447万	1億2250万
第76期から第77期 (1999)	3億2097万	1億8728万	1億3369万
増減	-4600万	-5719万	1119万

即ち、現在の学会全体の繰越し留保の内40%が、部門の繰越金で占められている。また文部省は公益法人の資金留保枠として、総事業費の30%以内というガイドラインを示しており本学会の規模ではこれが約3.8億円以内ということになるが、学会全体がこの留保枠を大きく割り込んでいるにもかかわらず、部門の繰越金のみでこのガイドラインの1/3を超える状態になっている。

そこで本部関係の資金留保を増しかつ全体の資金留保が上記のガイドラインを超えないようにするために、部門活動

を促進しつつ繰越金を抑制する必要がある。このため、下記のような施策を講ずることとする。

① 部門全体の繰越金をその総事業費の30%以内にとどめることを原則とするが、個々の部門の繰越金については、その上限を各部門の年間事業費(部門交付金と事業収入の合計額の過去3年間の平均値)の40%とする。これを超える繰越金は次項で述べる特別企画等の資金として積立て(部門特定事業資金)、部門活動の活性化を図る。

② 部門積立金による特別企画には、機械工学振興事業としての特別講演会、講習会、国際会議、出版事業、教育活動、機械工学啓発活動などが考えられる。この積立を行うには、特別事業準備金積立に関する申請書を理事会に提出するものとし、金額、事業実施時期、積立期間などにつき承認を得るものとする。この準備金は機械工学振興事業資金の部門特定事業資金枠(8・1・5項参照)へ積み立てるものとし、公益会計から特別会計に移される。

③ 申請した特別事業を計画した時期に実施できなかった場合は、該部門は、事業実施時期の延長、代替企画、機械工学振興事業資金への寄付など積立金の使途について理事会に報告し承認を得るものとする。部門特定事業資金が活用されないまま長期に滞留している場合には、支部・部門活性化委員会は、該部門との協議、該部門への勧告を行う。

(注) 部門繰越金の上限設定により、大きい事業の後などで部門の繰越金が著しく減少し部門事業の資金繩りが逼迫することを懸念する向きもあるが、学会全体の資金が確保されている限りこのようなことは生じない。たとえ個々の部門の繰越金が一時的にマイナスになっても、そのためには事業ができなくなるということはない。

また個人資産と異なり、公益法人においては、資金繩りに必要な資金さえ確保できていれば、後はなるべく資金を退散することなく(繰越金をなるべく少なくて)フルに回転して会員および社会のために事業を活発に行うのがるべき姿である。部門の運営に当たってはこの点に留意して頂きたい。

8・1・4 出版事業収入の改善

収益会計で期待される出版物の中には在庫品が多く眠っており、販売を促進する施策が必要である。また、支部や部門で出版が可能なシステムの構築も要望されている。これらより下記を検討する要がある。

1) 出版会計の責任体制: 出版の際の採算性のチェック機構が必要

2) 在庫品の販売促進制度: 支部、部門に販売を依頼できるシステムの検討

3) 支部、部門出版事業システムの検討

上記中、2)および3)は、公益会計と収益会計間の受け渡しに關し、税法上、問題を生じないようなルール作りが必要である。

8・1・5 機械工学振興事業資金の運営

日本機械学会創立100周年記念事業により、機械工学振興事業資金が設立されたが、これによる年間事業費は会費収入の僅か0.3%に過ぎず、特定公益増進法人として事業の拡大が望まれる。しかし、低迷する経済状態で多くの寄付を期待するのは困難であり、寄付の多様化により、少額の積み重ねにより資金を増やす必要がある。次のような資金を考えられる。

1) 一般公募資金: 一般寄付、会員寄付(会費納入時): この資金は、機械工学振興事業資金運営委員会(以下「運営委員会」という)が管理、運用する。

2) 特定事業資金: 特定事業寄付(寄付主冠付き)、事業目的寄付(寄付主冠付き): 個人、企業などからの特定目的のための寄付で、運営委員会が寄付主の意向に沿って管理、運用する。

3) 部門特定事業資金(部門名冠付き): 個人、企業などからの特定部門に対する寄付の受け皿であるとともに、前述の特別事業準備金積立の受け皿となる資金、運営委員会の了解の下に該部門が管理、運用する。

4) 支部特定事業資金(支部名冠付き): 個人、企業などからの特定支部に対する寄付の受け皿となる基金。運営委員会の了解の下に該支部が管理、運用する。

8・2 中長期的に検討すべき施策

8・2・1 学会事業活性化の施策

第二世紀将来構想委員会答申書では、財政の健全化の基本的方策として、“一般社会との交流や国際化などにより年間事業費が拡大し、収支バランスがとれた状態で、活性化した学会としては会費収入の5倍に近い事業規模になることが望ましい”と述べている。この実現性を検討するために、第76期当初予算の分析結果を図8・1に示す。事業を本部・部会活動、支部活動、部門活動、出版事業に分け、会費収入に対する各収入、支出の比率を数字で示している。

現在の事業規模は会費収入の2.5倍で

あり、独立会計の支部事業収入（比率0.163）および事務経費（10%）のみを収入の対象としている研究協力事業の収入（比率0.369）を加えても会費収入の3倍にしかならない。拡大的発展から維持的発展への移行が必然となる21世紀を目前にして、また、新しい分野の学会が乱立する中で、現在の規模の5/3倍に相当する事業拡大が可能かつ望ましい姿ではあるが、再検討の余地があろう。

現在、学会の財政基盤は、主として、会費収入、出版事業収入、集会事業収入であり、今後は機械工学振興事業資金の創設による寄付収入が期待される。さらには将来構想として研究開発推進センターや工学教育センターの設立などによる事業拡大も考慮されている。以下に項目別に拡大の可能性を検討する。

(1) 会費

会費収入は、基本的には会費値上げではなく会員数の増加で增收を図るべきであるが、8・2・2項で述べるように、機械学会に対する社会的評価が変わらない限り飛躍的な会員数増加は難しい。

したがって、会員の多様性を考え、前節で提言した会費の多様化は将来も続けるべきで、その方式は、施行後の実績や社会情勢の変化に対応して政策・財務部会で適宜改訂する必要がある。

また、包括的サービスを希望する会員に対する包括的サービス会費制度も検討の余地がある。サービスの内容には、諸事業への無料参加券配布、全部門情報提供、論文集投稿料割引などが考えられるが、サービスのあり方、会費等について

は、会員の受益度、学会の事務処理方法などを考慮して決定するものとする。

なお、諸事業への参加、学会出版物購入などが増えるほど会員が有利になるマイレージサービスの導入も考えられる。

(2) 出版事業

出版事業は、近い将来に電子出版化の進行が予想され、事業拡大の予測が極めて立てにくい。出版事業を会誌・論文集出版と一般出版物に分けると、基本的に会誌発行に必要な経費は会費の25%程度と広告収入で賄われるべきであり、会員サービスに必要な最小限の記事・情報を除いて、インターネットによる情報発信で経費を節減する必要がある。また、論文集は将来すべて電子出版化に移行すると想定して論文投稿料で経費が賄われるよう、論文の投稿形態を検討すべきであろう。また、一般の情報・出版物に関しては、原則として事務諸経費も含めて採算がとれることが出版の前提条件であり、公益性を最優先させるべき情報出版に対しても、政策・財務部会での必要経費の裏付けをとるべきである。出版事業が収益会計として学会の運営経費（事務諸経費など）に寄与するためには、専門家集団の柱である部門活動に負うところが大きく、部門のさらなる活性化を推進する施策が必要である。

また、出版物販売経路の再検討も含めて積極的な営業活動を推進する必要がある。

(3) 部門事業

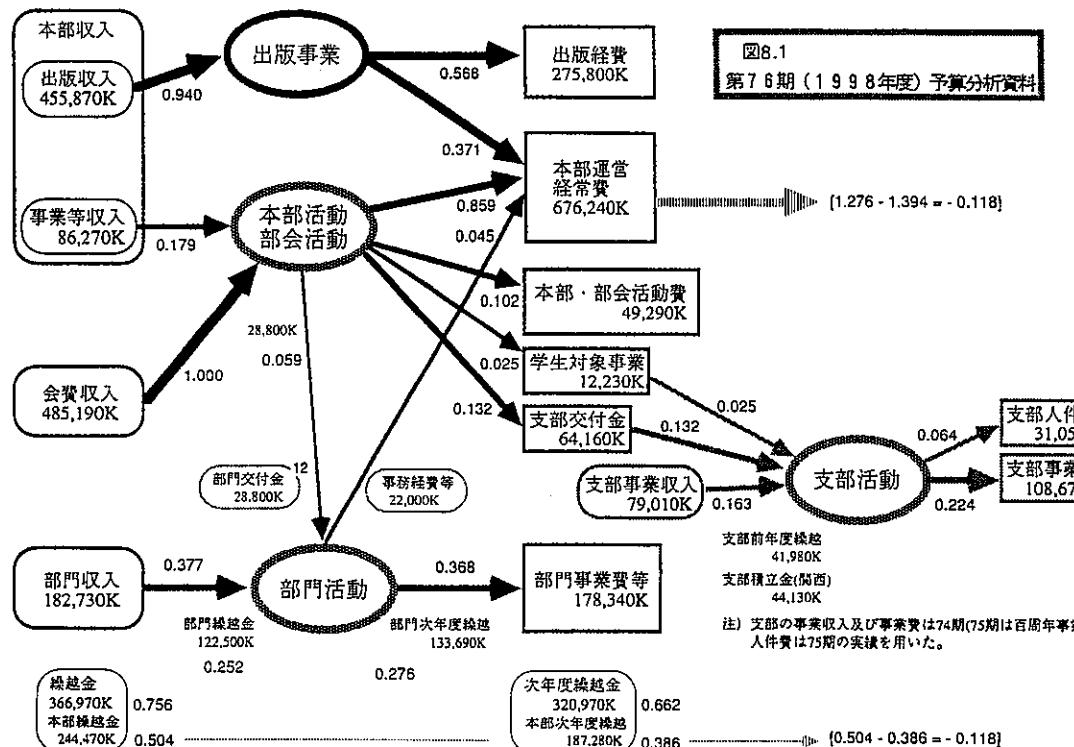
学会の財政基盤の一翼を担う集会事業のほとんどは、支部活動および部門活動

の一環として行われている。したがって、支部の独立会計が現行どおり実施される限り、学会の運営経費の財源の一部を担う部門事業の役割は大きい。ところで、図8・1によれば部門事業の総予算は会費収入の4割弱であり、学会創立100周年事業として部門が多数の国際会議を開催した第75期（1997年度）でも5割強に過ぎない。

しかし、学会が専門家の集まりである以上、個々の会員が専門家として最も力を発揮できる「部門」は学会活動の中心であり、部門活動が確固たる経済的基盤のもとに行われなければならない。すなわち、学会が専門家集団として社会に深くかかわるべき第二世紀には、部門のアクティビティを財政健全化の一つの柱とすべきであろう。部門事業の総予算が会費収入の4割弱といえども、部門制制定から10年以上経過して部門総予算が支部総予算を越え、部門積立金（部門線越金）が年々増加する現況から判断して、「部門を学会が育てる時代」は過ぎ、「部門が学会を支える時代」が到来しつつあることは間違いない。更なる部門事業の拡大を望むには、部門活動が行きやすい環境づくりが不可欠である。すなわち、財政の健全化を行うには「本部」vs.「部門」の対立関係ではなく、「部門」=「学会」の意識改革が必要である。図8・2に示した広範な部門活動により、学会全体が運営できる規模に諸経費を抑え、財政健全化を図ることが肝要である。

(4) 研究開発協力事業

現在の研究協力部会が施行するRC研



究分科会への参加企業はここ数年減少傾向にあり、したがって、その事務経費としての収入も減少している。この主因はもちろん景気低迷であるが、产学共同研究の推進により個々の企業・大学間での共同研究が増加していることも無関係ではない。RC 研究分科会の活性化策として部門活動、場合によっては支部活動との連携も必要である。とくに環境問題やリサイクル技術がますますクローズアップされる第二世紀には、専門分野を高める先進的研究のみでなく、例えば、アジア地域の生産活動を促進する国際的研究分科会や、地域の中小企業を対象とする地域研究分科会など専門知識を社会に還元する分科会も積極的に行うべきであろう。

4・2・3 項で提言した研究開発推進センターの設立は独立採算が前提条件である。国や地方自治体が同様な趣旨の第三セクターの設立を進めている昨今、また、あらゆる面で拡大的発展が困難になると予想される次世紀に、継続的に採算がとれる事業を展開するためには、時代の趨勢、社会の要請を迅速かつ的確に捉えて行動に移す能力が不可欠である。しかし、営利活動に没頭することは学会の本来の姿ではなく、学会が専門家集団として社会の信頼を得、4・2・3(1) 項の機能の遂行を依託されるように地道な努力が肝要である。例えば、グローバル化や規制緩和が行われる中で、産業界から求められる規格・標準に学会がいち早く対応し、国の省庁に属する諸団体が主導権を握る規格・標準制定に、学会が組織として恒常的に関わるシステムを構築すること、タイムリーなプロジェクトの提案と実施の積み重ねにより、継続的に予算獲得が可能なプロジェクトを実践できるシステムを作ること、また、特許取得支援や地場産業支援については各地で進められつつある技術移転機構との棲み分けなどの問題を解決して専門家集団としての機能が発揮できるシステムを作ることなどが必要である。

研究開発推進センターの設立に向けて、社会の要請を見通しそのバックアップが得られる体制作りに努めるとともに、その設立に当たっては、採算性や継続的な事業が可能かどうかについて事業計画を十分検討することが望まれる。

(5) 工学・工業教育事業

工学・工業教育事業は、将来、学会が最も力をいれるべき事項の一つであるが、独立採算事業を行える工学教育センターの（4・2・3 項で提言）設立の見通しは現状では決して明るくない。センタ

ー実現には、例えば、次のような状況の変化が必要であろう。

- ・資格認証制度が我が国の技術社会で重要になり、かつ機械学会が資格認証に重要な役割を果たすこと。

- ・工学倫理教育が技術者に義務づけられ、機械学会がその業務を行うこと。

- ・工業教育に対する重要性を社会が強く認識し、機械工学振興事業資金への寄付により、工業教育活動が可能になること。

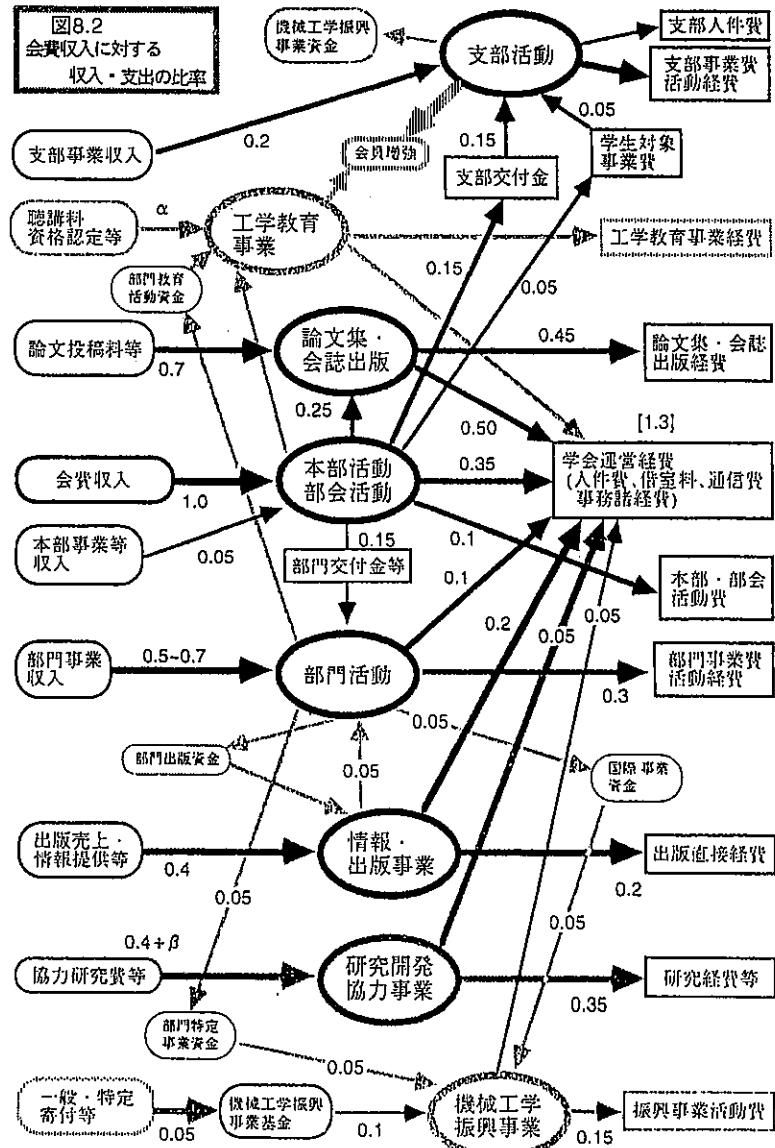
なお、学会に充分な財政的余裕があれば、工学教育センターは採算がとれなくとも、設立したい事業である。そのためには、学会挙げての上記のような状況変化を含めた環境作りの努力が必要である。

(6) 機械工学振興事業

8・1・5 項で述べたように寄付の多様化により機械工学振興事業資金を増やし、それを有効に活用して特定公益増進法人としての責務を果たすことは言うまでもない。一方、4・2・3 項で提言したよ

うに研究協力部会および工学教育部会ができるだけ早期に研究開発推進センターおよび工学教育センターへ移行させることも特定公益増進法人として重要なことであり、そのための準備資金として機械工学振興事業資金を運用することも考慮すべきであろう。また、センターの財政基盤の強化を図るためにセンターとしての基金（例えば機械産業振興基金、機械工学教育振興基金）も必要である。部会での十分な検討によりセンター設立の見通しが立てば、機械工学振興事業資金への寄付項目としてこの基金への寄付を加える必要も生じてくる。しかし、寄付に対する慣習が欧米と異なる我が国の現状から判断して、このための十分な資金を寄付で賄うことは極めて困難であり、記念事業や記念出版のほか部門活動や支部活動による機械工学振興事業資金作りの方策も検討すべきである。

以上の検討結果から、将来のあるべき財政の流れを、図 8・2 に図式化した。図中、角を丸めた四角は収入項目、角



ある四角は支出項目で、横円は事業・活動を示している。出版事業は税制上は収益事業に属するが、公益性の高い論文集・会誌出版と、採算性を重視する情報・出版事業とに分け、また、将来の事業として期待される機械工学振興事業等は灰色で示した。矢印の大小は資金の流れの大小を表し、矢印に記した数字は、会費収入に対する比率で大まかな目標値である。

なお、研究開発協力事業と工学・工業教育事業は未定の要素が多いので、 α 、 β で記入した。 α 、 β がかなりの比率を占めない限り、会費収入の5倍程度の事業規模は極めて困難である。

8・2・2 会員増強のための施策

機械学会の会員数約45000人は我が国の学協会では最大会員数であるが、大学で機械工学に関する高等教育を受けて社会人となった人口から判断すれば決して多い数字ではなく、第75期(1997年度)会員部会の会員増強WGでは、諸外国との比較調査の結果、国際的見地から考えれば10万人規模がふさわしいと述べている。しかるに会員数は戦後20年までの高度経済成長時代には急激な伸びを見せたが、1970年以降は景気の浮き沈みに左右され4万弱から強の間を推移している。

会員増強のためには、会員へのサービスの充実が必要であることはいうまでもないが、25年近く歴代の理事・支部役員が知恵を絞って現実的に可能な範囲において対策を講じてきた結果の45000強である。会員であることのメリットを強く感じられるような状況変化が生じない限り、急激な会員増強は望めない。例えば、8・2・1(5)項で示したような状況変化が起こり4・2・3項で提言した工学教育センターの設立が可能な状況になれば10万人規模の会員も夢ではない。そのような、状況を作り出すための学会の努力が肝要であろう。それまでは、会員増強運動の担い手は支部活動であり、社会の情勢変化に応じて支部活動が行いやす

い環境作りが必要である。

8・2・3 事務局運営の合理化

財政的側面から事務局の現状を見ると、事務局の総経費(人件費+共通経費)が5.1億円と総事業費の40%を越える額に達している。その内人件費のみでも3.35億円あり総事業費の27%に達している。7・1節に事務局の将来像に対する理念、7・2節にそれに対する基本の方策を示したが、財政的な面からも能率向上、経費節減などにつき改善が望まれる。事務局経費の圧縮についてはすでに具体策が検討されているが、学会の活動とバランスがとれた規模の事務局総経費になるように長期的視野から検討する体制が必要である。こういった観点から新体制では政策・財務部会において事務局運営の合理化、能率向上、経費圧縮などの問題を恒常的に検討することとした。同部会は必要に応じ特定の問題について審議する審議委員会を設置することができるものとする。

各種事業に対する事務経費の分担を明確にするため、中長期的には事務分担金の直課方式をとるべきである。このような直課処理ができるように事務局の新会計システムを整備することが必要である。

なお、直課の時間単価をいくらに設定し個々の事業にかかる事務局経費をどこまで直課するかは、その事業に対する会費負担率(独立採算事業では負担率0、学会の全額負担で行う事業では負担率100%)についての総合的な検討も含め、政策・財務部会において政策的に決定する要がある。

8・3 学会の活性化と健全財政

20世紀は、科学技術による目覚ましい文明の「成長の時代」と位置づけられ、その中で機械工学は中心的役割を果たし、機械学会も45000人を有する大学会に成長した。これに対し21世紀は、人口爆発による食糧不足、資源・エネルギー源枯渇、および地球規模の環境破壊のトリレンマに陥る「成長の限界の時

代」であるともいわれている。このトリレンマを乗り切るには人類の英知しかなく、科学技術に期待するところは大きい。しかし、競争原理に基づく偏った科学技術の成長は状況をますます悪化する危険性があり、公平な立場から総合的に科学技術を考える学会の役割は極めて重要になる。この観点から第二世紀の機械学会は、その役割を十分果たしうる規模と活動を維持する責務がある。

長期にわたる景気低迷により、いま学会は事業規模縮小の危機にあるが、科学技術基本法制定、グローバル化の波など追い風となりうる要素は多くある。追い風を的確にキャッチし、実行に移す施策が望まれる。活性化のための事業拡大施策として例えば次の事項が考えられる。

- ① 広範な部門活動
- ② 科学技術基本法に則った研究プロジェクトの提案・実施
- ③ グローバル化に対応する工業諸規格の調査、整理、提案
- ④ 技術者のグローバル化に対応し、世界に通用する技術者認証制度に貢献する事業
- ⑤ 次世代を担う技術者の工学倫理教育活動
- ⑥ 機械工学振興事業資金の充実による機械工学啓蒙活動

しかし、学会の活性化にとって重要なことは、事業拡大を目的として行動することではなく、会員が学会活動を通して個々の専門知を磨き、特定公益増進法人としてその知識および技術を社会に還元する過程において、自然に事業拡大がなされることである。その際、健全財政を保つためには収入に見合う諸経費で運営することが基本であり、不足分は会員のボランティア(寄付も含む)により補われるべきであろう。なお、上に列記した事業が健全に運営され、かつこれらの活動を通して機械学会会員が大幅に増加(約10000人)すれば、機械学会の財政は直ちに健全化する。

第二世紀将来構想実施計画委員会 構成メンバー

委員長	木村 好次	(香川大学)
副委員長	河合 素直	(早稲田大学)
幹事	猪瀬 光	(東北大学)
委員	井上 雅弘	(九州大学)
リ	梅澤 清彦	(東京工業大学)
リ	笠木 伸英	(東京大学)
リ	木本日出夫	(大阪大学)
リ	白鳥 正樹	(横浜国立大学)

委員	田中 宏	((株) 東芝)
リ	松野 建一	((財) 製造科学技術センター)
リ	村上 澄男	(名古屋大学)
リ	山田 一郎	(日本電信電話(株))

担当理事 第75期:

○長島 昭、河合 素直、
田中 正隆、菊山 功嗣、
木内 学

第76期:

○梅澤 清彦、笠木 伸英、
井上 雅弘、長尾 高明、
背戸 一登
(○印:副会長)